

(6) 教育課程の変更状況

大学院学校教育研究科

ア 国立大学法人上越教育大学学則の一部を改正する学則（平成17年学則第1号）新旧対照表（抜粋）

改正後（平成17年度以降）	改正前（平成16年度以前）
<p>国立大学法人上越教育大学学則（抄） （休業日） 第30条 略 (1) } (2) } 略 (3) } (4) 春期休業日 3月16日から<u>4月7日まで</u> (5) 夏期休業日 <u>8月5日から9月30日まで</u> (6) 冬期休業日 12月24日から翌年1月7日まで</p> <p>2 略 （教育方法及び教育課程の編成方法等） 第70条 略</p> <p>2 授業科目は、共通科目及び<u>専攻科目</u>に区分する。</p> <p><u>附 則</u> 1 <u>この学則は、平成17年4月1日から施行する。</u> 2 <u>平成16年度以前に大学院学校教育研究科に入学した学生については、この学則による改正後の国立大学法人上越教育大学学則第70条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。</u></p>	<p>国立大学法人上越教育大学学則（抄） （休業日） 第30条 休業日は、次のとおりとする。 (1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 (3) 本学の創立記念日 10月1日 (4) 春期休業日 3月16日から<u>4月9日まで</u> (5) 夏期休業日 <u>7月24日から8月31日まで</u> (6) <u>秋期休業日 9月15日から9月30日まで</u> (7) <u>冬期休業日 12月24日から翌年1月7日まで</u></p> <p>2 学長は、必要がある場合には、前項の休業日を臨時に変更し、又は同項に定めるもののほか、臨時に休業日を定めることができる。 （教育方法及び教育課程の編成方法等） 第70条 大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行う。</p> <p>2 授業科目は、共通科目、<u>専攻科目及び研究プロジェクト関連科目</u>に区分する。</p>

イ 上越教育大学大学院学校教育研究科履修規程の一部を改正する規程（平成16年規程第96号）新旧対照表（抜粋）

改正後（平成17年度以降）	改正前（平成16年度以前）
<p>上越教育大学大学院学校教育研究科履修規程（抄） （趣旨） 第1条 この規程は、国立大学法人上越教育大学学則（平成16年学則第1号。以下「学則」という。）第71条の規定に基づき、大学院学校教育研究科（以下「大学院」という。）において開設する授業科目及びその履修方法並びに研究指導の方法について必要な事項を定める。</p> <p>第6条の2 <u>学生のうち、教育職員免許状の取得の所要資格を得させるためのプログラム（以下「教育職員免許取得プログラム」という。）の受講を許可された者は、学校教育学部において開設する授業科目を履修することができる。</u></p> <p>2 <u>教育職員免許取得プログラムについて必要な事項は、別に定める。</u></p> <p>3 <u>前2項の規定により授業科目を履修し、当該授業科目の試験に合格した者には、所定の単位を与える。ただし、修得した単位は、学則第79条第1項に規定する修了要件の単位数には含まない。</u></p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、平成16年6月16日から施行する。ただし、第6条の2の規定は、平成17年度に入学した学生から適用する。</u></p>	<p>上越教育大学大学院学校教育研究科履修規程（抄） （趣旨） 第1条 この規程は、国立大学法人上越教育大学学則（平成16年学則第1号）第71条の規定に基づき、大学院学校教育研究科（以下「大学院」という。）において開設する授業科目及びその履修方法並びに研究指導の方法について必要な事項を定める。</p>

ウ 上越教育大学大学院学校教育研究科履修規程の一部を改正する規程（平成17年規程第22号）新旧対照表（抜粋）

改正後（平成17年度以降）		改正前（平成16年度以前）	
上越教育大学大学院学校教育研究科履修規程（抄） （授業科目の区分） 第4条 略		上越教育大学大学院学校教育研究科履修規程（抄） （授業科目の区分） 第4条 授業科目の区分・内容は、次の表に掲げるとおりとする。	
授業科目の区分	内 容	授業科目の区分	内 容
共通科目	学校場面に生じる諸問題に取り組み、学び合いの中から問題解決が可能となる実践力を育成するために、開設する。	共通科目	学校場面に生じる諸問題に取り組み、学び合いの中から問題解決が可能となる実践力を育成するために、開設する。
専攻科目	1 現代の教育課題と学際研究の進展に対応した高度な専門性を形成するために、各専門領域に関わる専門科目及び学校教育に関する広範な専門分野における方法論と教育実践学へのアプローチに関する方法論について開設する。 2 各自の研究テーマを具体化する専門セミナーについて開設する。	専攻科目	現代の教育課題と学際研究の進展に対応した高度な専門性を形成するために、各専門領域に関わる専門科目と各自の研究テーマを具体化する専門セミナーについて開設する。
		研究プロジェクト 関連科目	学校教育に関する広範な専門分野における方法論と教育実践学へのアプローチに関する方法論について開設する。

別表第2（第5条関係）

履修基準単位表

区分	授業科目の領域	単位	摘 要
共通科目	子どもの学びに関する科目 子どものこころのケアに関する科目	2	全専攻・コース共通とし、1科目2単位以上を修得するものとする。
	実践場面分析演習	4	所属する専攻・コース又は専攻する分野に開設される授業科目のうちから、2科目4単位以上を修得するものとする。
専攻科目	専門科目 学習臨床に関する科目 発達臨床に関する科目 臨床心理学に関する科目 幼児教育に関する科目 障害児教育に関する科目 言語系教育に関する科目 社会系教育に関する科目 自然系教育に関する科目 芸術系教育に関する科目 生活・健康系教育に関する科目 研究プロジェクトに関する科目	16	全専攻・コース共通とし、16単位以上を修得するものとする。

別表第2（第5条関係）

履修基準単位表

区分	授業科目の領域	単位	摘 要
共通科目	子どもの学びに関する科目 子どものこころのケアに関する科目	2	全専攻・コース共通とし、1科目2単位以上を修得するものとする。
	実践場面分析演習	4	所属する専攻・コース又は専攻する分野に開設される授業科目のうちから、2科目4単位以上を修得するものとする。
専攻科目	専門科目 学習臨床に関する科目 発達臨床に関する科目 臨床心理学に関する科目 幼児教育に関する科目 障害児教育に関する科目 言語系教育に関する科目 社会系教育に関する科目 自然系教育に関する科目 芸術系教育に関する科目 生活・健康系教育に関する科目	14	全専攻・コース共通とし、14単位以上（障害児教育専攻にあつては、「障害児教育観察・参加A」、「障害児教育観察・参加B」又は「障害児教育観察・参加C」のいずれか1科目2単位を含むものとする。）を修得するものとする。

専 門 セ ミ ナ ー	8	所属する専攻・コース又は専攻する分野に開設される授業科目のうちから、2科目8単位以上を修得するものとする。
計	30	

専 門 セ ミ ナ ー	8	所属する専攻・コース又は専攻する分野に開設される授業科目のうちから、2科目8単位以上を修得するものとする。
研究プロジェクト関連科目	2	各専攻・コース共通とし、2科目2単位以上を修得するものとする。
計	30	

附 則

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成16年度以前に入学した学生については、この規程による改正後の上越教育大学大学院学校教育研究科履修規程（以下「改正後の履修規程」という。）第4条、別表第2及び別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、改正後の履修規程別表第3に規定する「重複障害児教育学論」、「地域環境学特論」及び「暮らしの新素材と資源循環型社会」については、履修することができる。
- 3 前項ただし書の規定により修得した単位は、修了要件30単位に算入しない。

学校教育学部

別表，授業科目の変更のみのため，なし